

社会福祉法人石狩市社会福祉協議会広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人石狩市社会福祉協議会（以下「本会」という）の広報紙等に掲載することができる広告の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 民間企業等との協働により本会の新たな財源を確保し、地域福祉活動の活性化を図ることを目的とする。

(広報媒体)

第3条 広報媒体は、次のとおりとする。

- (1) 広報ふれあい
- (2) その他、会長が認めるもの

(広告の種類及び範囲)

第4条 広報誌等に広告を掲載できるものは、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、または接触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序もしくは善良な風俗に反し、または反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 青少年の保護または健全育成の観点から適切でないもの
- (5) 誇大広告及び不当表示、その他表現が適切でないもの
- (6) その他、会長が掲載することが好ましくないと判断したもの

(広告の規格及び掲載料金)

第5条 広告の規格及び掲載料金（消費税等相当額を含む）は次のとおりとする。

(1) 広報ふれあい

ア 1区画 縦4.5cm、横8.5cm イ 2区画 縦4.5cm、横18.0cm

掲載区分	一般料金 (1区画)	社協会員料金 (1区画)	一般料金 (2区画)	社協会員料金 (2区画)
年1回の掲載	10,000円	8,000円	20,000円	16,000円
年2回の掲載（継続掲載）	19,000円	15,200円	38,000円	30,400円
年3回の掲載（継続掲載）	27,000円	21,600円	54,000円	43,200円
年4回の掲載（継続掲載）	34,000円	27,200円	68,000円	54,400円

(広告の掲載位置及び掲載数)

第6条 広告の掲載位置及び掲載数は、次のとおりとする。

- (1) 掲載位置は、本会が決定する。
- (2) 広報ふれあいにあつては、掲載数は各号4区画とする。

(広告掲載の募集)

第7条 広告掲載の募集は、次のとおりとする。

- (1) 本会ホームページ

- (2) 広報ふれあい
- (3) その他本会が必要と認める方法

(広告掲載の申込み)

第8条 広告を掲載しようとする者(以下「申請者」)は、広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に紙又はデジタルデータにより広告原稿を添えて、本会に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 本会は、前条に規定する申込書を受理したときは、広告の内容等を審査し、掲載の可否を決定する。

- 2 本会は、前項の審査結果に基づき広告掲載の可否を決定したときは、その結果について広告掲載(非掲載)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。
- 3 申請者が掲載数を超えた場合は、先着順とする。

(広告掲載料の納付)

第10条 申請者は掲載決定後に本会の指定する期日までに、請求通知により広告掲載料を一括納付するものとする。

(申請者の責任等)

第11条 協賛広告の内容に関する責任は、すべて申請者が負うものとする。

(広告掲載の決定の取り消し)

第12条 本会が、広告の掲載に支障があると認めるとき、又は広告掲載料の納付がなかったときは、当該掲載の決定を取り消すことができる。

- 2 本会は、前項の掲載決定の取り消しをしたときは、広告掲載取消書(様式第3号)により、その結果を申請者に通知する。

(広告掲載料金の還付)

第13条 広告掲載料は原則として還付しない。

ただし、本会の責めに帰すべき事由により広告の掲載ができなかった場合は、還付することができる。

(免責事項)

第14条 本会は、申請者が広告掲載に関して損害を生じた場合について、その原因の如何に関わらず賠償する責任を負わないものとする。

(協議)

第15条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議しこれを定める。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は本会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年2月12日から施行する。

広告掲載申込書

年 月 日

社会福祉法人石狩市社会福祉協議会 様

申請者
所在地
名称
電話番号
FAX番号
e-mail
担当者氏名

社会福祉法人石狩市社会福祉協議会広告掲載要綱第8条に基づき、広告原稿を添えて下記のとおり申込みます。

記

1	広告掲載区画数	区画
2	広告掲載区分 (広報ふれあい)	・年1回掲載 月号 ・年2回掲載 (月号・ 月号に掲載) ・年3回掲載 (月号・ 月号・ 月号に掲載) ・年4回掲載 (5月号・7月号・10月号・1月号に掲載)
3	広告原稿の返却	必要 ・ 必要ない
4	社協会員	はい (会員) ・ いいえ

広告掲載（非掲載）決定通知書

年 月 日

様

社会福祉法人石狩市社会福祉協議会

平成 年 月 日付で申込みのありました広告掲載につきまして、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定の区分

- 掲載する
- 掲載しない

(掲載しない理由)

2 広告掲載媒体

- 広報ふれあい No. 号（平成 年 月）

年 月 日

様

社会福祉法人石狩市社会福祉協議会

広告掲載取消書

広報誌等への広告掲載取消しについて、社会福祉法人石狩市社会福祉協議会広告掲載要綱第12条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 事 項	掲載取消
---------	------

決 定 理 由	<input type="checkbox"/> 広告掲載料未納
	<input type="checkbox"/> 編集上支障がある
	<input type="checkbox"/> その他